

令和8年2月19日

清瀬市長 澁谷 桂司 殿

清瀬市まちづくり委員会
委員長 城山 佳胤

清瀬市まちづくり基本条例の運用状況に関する提言

標記につきまして、清瀬市まちづくり基本条例第9条第2項の規定に基づき、令和6年度の清瀬市まちづくり基本条例の運用状況を調査いたしましたので、その結果とそれに対する清瀬市まちづくり委員会の評価を付して下記のとおり提言いたします。

記

【今回の調査結果に対するまちづくり委員会の評価（意見）】

清瀬市第4次長期総合計画に掲げた5つの将来像の実現へ向けて、市民・地域と行政がパートナーシップを確立していくことが重要であると考えます。今後のまちづくりに市民が担う役割は大きく、附属機関の役割にも欠かせないものとなっております。

しかし、令和5年度に引き続き、まちづくり委員会が行った運用状況調査では附属機関における市民との協働は昨年の提言同様に、まだ課題があることが明らかになりました。その課題として、「清瀬市まちづくり基本条例」第10条に関連した、「公募委員の有無」「会議の開催の周知」「議事録の公表」等が依然として解決できておりません。一例として、令和4年度、5年度の調査で「最も危惧される」と指摘していた「市民が市政に参画する機会が限られている」点について、公募委員が加わっていない附属機関がいまだ55.9%あり、令和5年度の57.6%に比較して、若干改善されたとはいえ、その速度は遅々としており、過半数を超える附属機関に公募委員がいない状況です。そのため本年は、特に「附属機関における公募委員の有無」に着目して調査を実施しました。

「清瀬市まちづくり基本条例」第1条に規定されているとおり地方自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりは重要であり、市民が持てる力を存分に発揮し、本提言を参考に、「清瀬市まちづくり基本条例」について、市全体で内容の再確認を行い、附属機関においては適切に運営していただき、更なる市民と行政の協働が推進されることを期待いたします。

【令和6年度まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告に関する評価】

清瀬市まちづくり基本条例（以下「条例」という。）が適切に運用されているか審議を行うため「まちづくり基本条例に関する運用状況調査」を実施しました。

この調査結果に対する評価は以下のとおりです。各項目に対する個別の評価については別紙資料「まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告」をご参照ください。

1 附属機関の構成等（条例第10条関係）

評価できる点

公募委員における女性委員の割合は45.1%となっており、半数近く存在している。この状況は、まちづくり基本条例の基準である「公募委員は男女同数が原則」を満たしていると言える。

また、今、求められている男女共同参画の観点から、指名委員の中での女性委員の割合が37.0%と令和5年度より1.4%増加している点も評価できる。

改善を要する点

- (1) 条例第10条の規定では公募委員を加えることは努力目標とされているものの、公募委員の参加がないものが55.9%と過半数を超えている。指名委員に加え、一般市民からの公募委員を参加させる意義について再確認し、附属機関の性質を考慮しながら公募委員が参加する附属機関を増やすことが望まれる。
- (2) 附属機関における公募委員数の割合は、委員数397人に対し73人で18.4%と2割に満たない。しかも、20人の委員が全員公募委員という「清瀬まちづくり委員会」を除くと14.0%に落ち込んでしまう。可能な限り公募委員数を増やす努力を求めたい。
- (3) 今回、「非公募の理由」を追加調査として行った。その結果、「専門的な内容のため公募に馴染まない」を公募委員不在の理由として挙げている附属機関が多い。委員会としては公募委員を加えること以外に「今後、市民のかかわりを強めるための方策」についても質問をしたが、一部の附属機関では、その方向性について言及せず、「市民の意見を反映させる余地はない」と結論づけている。しかし、まちづくり基本条例第10条には「委員に公募の委員を加えるように努めなければならない」と記されている。そのため附属機関には、なんらかの方法で公募委員の参画が実現できるよう考慮する必要がある。情報公開の面からもさらなる努力を、来年度以降も引き続き求めていきたい。

- (4) 条例第 10 条第 3 項において、会議の公開が原則であるにもかかわらず、公開の附属機関等は 61.8%で、令和 5 年度の 63.6%より若干減少している。一方、非公開の附属機関等が 38.2%存在する。非公開については、その理由が挙げられているが、可能な限り公開するよう、なんらかの改善策を考えるべきである。
- (5) 会議が非公開の附属機関においては、「みどりの環境保全審議会」と「清瀬市立図書館協議会」を除き、会議録を公表していないが、条例第 10 条第 3 項で公開を原則としているため、会議録の公表については是正が求められる状況が続いている。個人情報などの非公開情報を削除した上で、会議の内容を示した会議録を公表するよう改善を図っていただきたい。

2 基本構想等への参画（条例第 8 条関係）

条例第 8 条において「市民が計画策定にかかわれるように、多様な参画の方法を工夫する」とあるのに対し、前年同様、市報やホームページでの公表だけで、市民への周知に関しては十分なものではない。さらに、意見を求める方法としてパブリックコメントで対応しているが、その募集期間が極めて短く、市民からの意見が集まりにくい状況である。このように市民参画へ推進するための対応はかなり不十分と考えられる。市民の多様な参画に向けて、周知や意見募集の方法をはじめ改善を図っていただきたい。

3 市の責務（条例第 4 条関係）

企画・実施・評価の各過程に市民が参画した（する）まちづくり事業（令和 5 年度実施済み及び令和 6 年度実施予定）は新規 7 事業を含め 21 事業と前年より 6 事業増加したことは評価できる。しかし、令和 5 年 3 月に出された「第 4 次清瀬市長期総合計画・実行計画」における「施策 512：協働によるまちづくりの推進」においては「協働で提供されている行政サービス」の目標は 45 件とされており、目標を達成するには更なる努力が必要と思われる。

4 市民活動の支援（条例第 11 条関係）

市民活動団体などに対する市の支援事業は 18 件と、令和 5 年度より 3 団体減少した。令和 5 年 3 月に出された「第 4 次清瀬市長期総合計画・実行計画」における「施策 121：市民活動の支援」において「住んでいる地域に対して何か貢献したいと思う人の割合」は 60%と推計されている。現在の支援状況で全てのニーズに対応するためには、目標達成のための更なる努力が必要と思われる。市民活動、ボランティア活動に市民が積極的に参加できるよう、継続的な支援を求める。

以上